

## 補償を受ける権利の時効

### I 時効の起算日と期間

補償は次の1から9までに掲げる日の翌日から、1、2、4及び6については2年以内、3、5及び7から9までについては5年以内に請求していただかないと、時効により補償を受ける権利が消滅して補償を受けることができないこととなりますので、補償を受けることとなったときには、速やかに任命権者を經由して基金支部へ請求を行ってください。

なお、傷病補償年金については、提出していただいた療養の現状報告書等により基金支部が職権で決定することとされておりますので、時効により傷病補償年金を受ける権利が消滅することはありません。

#### 1 療養補償

療養の費用の支払い義務が確定した日

#### 2 休業補書

療養のため勤務することができず、給与を受けない日

#### 3 障害補償（年金・一時金）

負傷又は疾病が治った日（症状固定日）

#### 4 介護補償

介護を受けた日の属する月の末日

#### 5 遺族補償（年金・一時金）

職員が亡くなった日（遺族補償一時金については、遺族補償年金を受けていた方が年金を受けられなくなった日）

#### 6 葬祭補償

職員が亡くなった日

#### 7 障害補償年金差額一時金

障害補償年金を受けている方がなくなった日

#### 8 障害補償年金前払一時金

負傷又は疾病が治った日（症状固定日）

#### 9 遺族補償年金前払一時金

職員が亡くなった日

### II 認定請求との関係

Iにかかわらず、時効により補償を受ける権利が消滅する前に、基金に対して公務災害又は通勤災害の認定請求を行った場合の時効の起算日は、基金が公務災害又は通勤災害の認定を行ったことをあなたが知り得た日の翌日となります。ただし、その日が1から9までに掲げる日以前のときは、Iの1から9までに掲げる日の翌日が時効の起算日となります。